# 附 属 機 関 等 の 概 要

別記様式２　　（令和５年４月１日現在）

| 担当部課名 | 保健福祉部高齢者支援局高齢者保健福祉課 | 内線 | 25-666 |
|---|---|---|---|

| | |
|---|---|
| 附属機関等の名称 | 北海道介護保険審査会 |
| 「附属機関」、「常設の懇談会」の別 | 附属機関 |
| 設置年月日 | 平成11年（1999年）10月１日 |
| 設置根拠 | 介護保険法第184条、地方自治法第202条の３ |
| 設置目的 | ＜目的＞<br>介護保険法及び行政不服審査法に基づき、保険者（市町村）が行う保険料賦課や要介護認定等の行政処分の妥当性を被保険者等の請求により審査・裁決し、もって介護保険制度の円滑・適切な推進を図る。<br>＜所掌事項、議題等＞<br>１. 保険給付に関する処分（要介護認定・要支援認定に関する処分、被保険者証の交付の請求に関する処分等、給付制限に関する処分等）<br>２. 保険料その他の徴収金に関する処分（保険料の賦課徴収に関する処分、不正利得に関する徴収金等に係る賦課徴収、保険料等の徴収金に係る滞納処分等） |
| 委員構成 | １ 委員(構成員)数　15 名　【定 数：　15 名】<br>（うち女性委員）　６ 名<br>（うち公募委員）　名　【公募枠：　名】<br>現在委員を委嘱していない場合はその理由（　　）<br>２ 部会等の設置状況 |

| 名称 | 委員数（うち女性委員） |
|---|---|
| 三者代表合議体 | ９名（４名） |
| 公益代表第１合議体 | ３名（０名） |
| 公益代表第２合議体 | ３名（１名） |
| 公益代表第３合議体 | ３名（１名） |
| | |

| | |
|---|---|
| 会議の公開状況 | 公開・一部非公開・非公開・未決定の別　非公開<br>公開できない理由（一部非公開・非公開の場合）<br>（審理案件は、被保険者の個別事項に関することであることから、公開により審理に支障をきたす恐れがあるため。） |